

平成23年度 第1回白井市地域公共交通会議

日 時 平成23年7月26日(火)
午前10時00分～

場 所 白井市役所 4階大会議室

次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 議 事
 - (1) 道路運送法第79条の3に規定する市町村有償運送（白井市高齢者等外出支援サービス事業）の更新について
 - (2) 循環バスの見直し後の検証について
 - (3) その他
5. 閉 会

白井市地域公共交通会議 委員名簿

任期:平成23年7月26日～平成25年7月25日

氏 名	所 属 等
シカワ 昌男	市民公募委員(大山口)
コバヤシ 敬子	市民公募委員(根)
ツチヤ 昭彦	市民 白井市自治連合会
アカマツ シゲル	市民 白井市高齢者クラブ連合会
カガミ 美則	市民 白井第二小学校PTA会長
イケダ カズヒロ	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官
キムラ 節	千葉県印西警察署 交通課長
ヒラカワ ススム	有限会社白井タクシー 代表取締役社長
セ 雅一	ちばレインボーバス株式会社 営業部長
シヅノ 健太郎	船橋新京成株式会社 取締役営業部長
マダ 清	社団法人千葉県バス協会 事務局長
ミツハシ 裕樹	新京成バス労働組合 委員長
イノ 遼行	白井市 総務部長
ノウチ 健作	白井市 環境建設部 道路課長

事務局

サカウ 賢一	総務部 企画政策課長
ヤマモト 敏伸	総務部 企画政策課 企画政策班 副主幹
ムラシキ 貴之	総務部 企画政策課 企画政策班 主査補

白井市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 白井市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者及び組織等の指名する者とする。

- (1) 市長が指名する市職員 2人以内
- (2) 市民 5人以内
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者 2人以内
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 社団法人千葉県バス協会
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 千葉県印西警察署

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、前条第2項第1号の市職員の中からこれを充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

5 会議内に協議事項の調査・検討を行う分科会を置くことができる。

6 分科会は、調査・検討した事項に関して交通会議に報告する。

(意見等の聴取)

第6条 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取り扱い)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

(1) 道路運送法第79条の3に規定する市町村有償運送（白井市高齢者等外出支援サービス事業）の更新について

(ア) 事業の目的・概要

⇒ 資料1

当市においては、自力で外出が困難な移動制約者である高齢者や障害者の医療機関、福祉サービス施設、市役所などへ外出する際の移動手段について、市内のタクシー、バス等の公共交通機関の利用では十分な輸送環境にないため、市が主体となった輸送サービスを提供する必要があります。

そのため、平成12年度から移動制約者の社会参加を促進し、健康の増進、福祉の向上を図ることを目的に、病院や市役所などへの外出に際し、市所有の自動車により送迎を行う白井市高齢者等外出支援サービス事業を市社会福祉協議会に委託して実施しています。

(イ) 利用対象者

一般の公共交通機関を利用するのが困難で車いすを使用することにより移動可能な以下のいずれかの登録者。

- ・要介護3・4・5（おおむね65歳以上の高齢者）
- ・身体障害者手帳1・2級所持者

(ウ) 運行車両【市所有】

	車両種別	福祉装備	損害賠償措置（自動車保険）	
			対人	対物
1	軽車いす車 ダイハツ・タント	①車いすスロープ	無制限	無制限
2	軽車いす車 ダイハツ・タント	①車いすスロープ ②助手席リフトアップシート	無制限	無制限
3	兼用車 ニッサン・キャラバン	①車いすリフト ②寝台	無制限	無制限

(エ) 運行内容

- ①事業内容・・・市役所、在宅福祉サービスを提供する施設、医療機関へ送迎。
- ②運行範囲・・・市及び近隣市町村で片道20km以内
- ③運行日・・・月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ④運行時間・・・午前9時～午後4時30分
- ⑤利用回数・・・1人（往復）週1回
- ⑥利用方法・・・利用者登録

⑦利用者負担額

(片道1回あたり)

単位：円

	市内運送	市外運送
市民税課税世帯	200円	250円
市民税非課税世帯	100円	120円
生活保護世帯	0円	0円

※ 登録料・年会費・・・なし

※ 有料駐車料金・有料道路料金・・・利用者負担

※ 燃料費相当分を想定のうえ設定

⇒ 資料2

(オ) 運行実績【過去3年間】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	
登録人数	85人	90人	109人		
運行回数	1,468回	1,263回	1,412回		
利用者負担	250,750円	223,680円	237,320円		
事業費	燃料費	341,394円	221,613円	252,232円	
	人件費	2,810,187円	2,602,454円	2,726,279円	
	その他	383,657円	383,048円	367,391円	損害保険料他
	合計	3,535,238円	3,207,115円	3,345,902円	

(カ) 現運行許可(自家用有償旅客運送登録)

・旧道路運送法第80条第1項による許可

(平成18年9月27日から平成20年9月30日)

↓ (道路法改正に伴う手続き)

・道路運送法第79条の3による登録

(平成19年9月6日から平成20年9月30日)

↓

・道路運送法第79条の3による登録

(平成20年10月1日から平成23年9月30日)

⇒ 資料3

(キ) 自家用有償旅客運送登録の更新予定

①更新予定日 平成23年10月1日 (更新申請：平成23年8月)

※以降2年(若しくは3年)毎に更新登録予定

②事業内容 現行のとおり

○白井市高齢者等外出支援サービス事業実施規則

平成12年3月31日

規則第27号

〔注〕平成20年3月から改正経過を注記した。

改正 平成17年3月14日規則第8号

平成20年3月25日規則第12号

平成22年12月15日規則第47号

(目的)

第1条 この規則は、在宅の要援護高齢者及び重度心身障害者(以下「高齢者等」という。)に外出支援サービスを提供することにより社会参加を促進し、もって、健康の増進、福祉の向上を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成20年規則12号〕)

(利用対象者)

第2条 外出支援サービスを利用できる者は、市内に住所を有する高齢者等で、一般の公共交通機関を利用することが困難であって、車いすを使用することにより移動可能なものとし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) おおむね65歳以上の高齢者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に該当することについて介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定による市の認定を受けたもの

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級又は2級の障害のあるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、サービスを受けることができる。

(一部改正〔平成20年規則12号〕)

(事業内容)

第3条 外出支援サービスを利用できる者は、次の各号に掲げる目的に使用する者とする。

(1) 市役所その他市の施設への送迎

- (2) 在宅福祉サービスを提供する施設又は場所への送迎
- (3) 医療機関への送迎
- (4) その他市長が必要と認めた場所への送迎

(運行範囲)

第4条 車両の運行範囲は、白井市内及び近隣市町村とし、片道20キロメートル以内とする。

(運行日及び時間)

第5条 車両の運行日及び時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までは、運休とする。

(利用回数)

第6条 利用回数は、週1回とする。

(利用者登録)

第7条 外出支援サービスを希望する者は、白井市高齢者等外出支援サービス利用者登録申請書(別記第1号様式)及び確約書(別記第2号様式)を市長に提出し、利用者登録を受けなければならない。

(全部改正〔平成20年規則12号〕)

(登録決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、外出支援サービスの実施の可否を決定し、白井市高齢者等外出支援サービス利用者登録(却下)通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(全部改正〔平成20年規則12号〕)

(利用の予約)

第9条 前条の規定により利用登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)で外出支援サービスを受けようとする者は、利用日の1か月前から5日前までの間に予約を行い、利用の可否の確認を行うものとする。

(全部改正〔平成20年規則12号〕)

(届出義務)

第10条 利用登録者は、高齢者等の状況に変化が生じた場合は、白井市高齢者等外出支援サービス利用者登録変更(廃止)届(別記第4号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(全部改正〔平成20年規則12号〕)

(費用の負担)

第11条 外出支援サービスの費用の負担は、市内片道200円、市外片道250円とし、有料駐車場料金については、利用者の負担とする。ただし、利用者の世帯が市民税非課税のときは半額(10円未満は、切り捨てる。)とし、生活保護世帯は、無料とする。

(一部改正 [平成20年規則12号])

(事業の委託)

第12条 市長は、外出支援サービスの実施を社会福祉法人白井市社会福祉協議会に委託することができる。

(一部改正 [平成20年規則12号])

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正 [平成20年規則12号])

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の白井市高齢者等外出支援サービス事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後の登録に係る申請から適用し、同日前の登録に係る申請については、なお従前の例による。

附 則(平成22年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

○ 道路運送法（抜粋）

(有償運送)

第78条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき。
- 2 市町村、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 3 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

○ 道路運送法施行規則（抜粋）

(自家用有償旅客運送)

第49条 法第78条第2号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 1 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の輸送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 2 (省略)「過疎地有償運送」
- 3 特定非営利活動法人等が、乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第51条の25の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
 - イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
 - ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

○ 道路運送法施行規則（抜粋）

(旅客から収受する対価の基準)

第51条の15 法第79条の8第2項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 1 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 2 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- 3 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。



自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千市福第 5号

2. 登録の有効期間

平成23年9月30日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名称) 白井市

(住所) 千葉県白井市復1123

(代表者氏名) 中村 教彰

4. 自家用有償旅客運送の種別

市町村福祉有償運送

5. 運送の区域

白井市

平成20年9月26日

関東運輸局千葉運輸支局長



◎白井市における移動制約者の現状

○介護保険認定者数

区 分		認定者数 H22.3月末	認定者数 H23.3月末	制約の状況
介護保険認定者	要支援 1	88人	126人	重度の者は車椅子利用のため公共交通機関の利用を制限される。 それ以外の者でも単独での移動が困難で、体力の消耗身体的苦痛を伴うため、介助者を伴った移動が必要な方もいる。
	要支援 2	221人	206人	
	要介護 1	203人	267人	
	要介護 2	271人	275人	
	要介護 3	187人	194人	
	要介護 4	197人	178人	
	要介護 5	142人	160人	
合 計		1,309人	1,406人	(97人増)
市 内 人 口		60,334人	61,073人	(739人増)
65歳以上人口		10,383人	10,890人	(507人増)
高 齢 化 率		17.20%	17.80%	(0.6%増)

○障害者等手帳交付者数

区 分		交付者数 H22.3月末	交付者数 H23.3月末	制約の状況	
障害者等手帳交付者	身 体	肢体不自由	709人	733人	重度者は車椅子利用の為公共交通機関の利用に不便を感じる。 重度以外の者でも単独での移動は困難。音声言語の咀嚼困難、体力の消耗、身体的苦痛を伴う等、介助者を要する。
		視覚障害	74人	76人	
		聴覚障害	100人	105人	
		平衡機能障害			
		内部障害	405人	452人	
	知 的	重 度	93人	95人	交通法規の理解力不足・安全確認の困難さから、環境への順応が不得手な方がおり、公共交通機関では、パニック障害をひきおこす可能性もあることから利用に際して不便を感じる。
		中 度	52人	54人	
		軽 度	77人	78人	
	精 神	1 級	27人	27人	
		2 級	74人	91人	
3 級		38人	40人		
合 計 (重複あり)		1,649人	1,751人	(102人増)	
市 内 人 口		60,334人	61,073人	(507人増)	

◎白井市における公共交通機関の概要

種 別	事 業 者 名		軌道・路線・車両数等
一般事業者	鉄 道	北総開発鉄道 (株)	1 軌道 (構内エレベーターあり)
	路線バス	ちばレインボーバス (株)	4 路線 (ノンステップバスあり)
		船橋新京成バス (株)	1 路線 (ノンステップバスあり)
	タクシー	さがみ交通白井 (有)	9 台 (セダン型)
(有) 白井タクシー		6 台 (セダン型)	
自治体	循環バス	白井市	4 路線、4 台 (ノンステップバス 4 台)

◎その他福祉車両の状況

① 福祉車両の貸し出し

車両：福祉車両ゆうあい号 (車椅子リフト・寝台対応ワゴン車)・・・1台

内容：市内在住心身障害者 (児)・高齢者並びにその家族、社会福祉団体へ7日を限度とした貸出を実施

料金：貸出無料、燃料費自己負担

② 福祉タクシー (チケット助成) 事業

車両：契約タクシー事業者 (39社中23社福祉車両所有)

内容：市内在住重度身体障害者、療育手帳所持者等及び要介護2以上の高齢者にタクシー料金の一部 (運賃の1/2の額、1,000円上限) 助成

実績：年間・・・・・・ 3,866 回 (平成22年度) <1,107回増>

◎白井市における移送ボランティアの状況

① 福祉輸送 (社会福祉法人、NPO 法人)

車両：福祉車両 5台、セダン車両等 17台 (事業者3社)

内容：介護保険等利用者への移動介助・送迎サービス

料金：各々設定

実績：年間延べ送迎回数・・・・・・ 981回 <51回減>

(平成22年度白井市調査、3社合計)

(2) 循環バスの見直し後の検証について

	頁
・循環バス運行開始時からの累計利用者数	1
・各年度の利用者数 (平成20年4月から平成23年6月まで)	2
・見直し後の利用状況の(前年との比較)	3
・見直し後の主なバス停ごとの乗降者数	4
・ルート別の乗降者数	5
・乗継券発行件数	5
・回数券販売件数	5
・利用者からの意見	5

○循環バス運行開始時からの累計利用者数

	利用数	累計利用者数	備考
平成10年度	9,583	9,583	
平成11年度	26,863	36,446	
平成12年度	43,967	80,413	
平成13年度	66,692	147,105	
平成14年度	72,112	219,217	
平成15年度	93,089	312,306	
平成16年度	94,911	407,217	
平成17年度	91,150	498,367	
平成18年度	95,507	593,874	
平成19年度	98,113	691,987	
平成20年度	121,932	813,919	
平成21年度	136,796	950,715	
平成22年度	139,758	1,090,473	累計100万人超
平成23年度	36,386	1,126,859	

各年度の利用者数

○平成20年度(平成20年4月～平成21年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月間乗車数(人)	9,507	9,560	10,761	10,828	10,225	10,404	11,606	9,701	9,618	9,072	9,677	10,973	121,932
1日平均乗車数(人)	380	398	430	416	393	434	446	422	418	394	421	439	416
運行日数(日)	25	24	25	26	26	24	26	23	23	23	23	25	293
基本委託料(円)	5,446,000	5,190,000	5,440,000	5,749,000	6,106,000	5,190,000	5,540,000	4,985,000	4,985,000	4,985,000	4,985,000	5,399,000	64,000,000
運賃収入(円)	854,682	780,382	866,790	921,520	956,083	1,230,878	973,795	812,993	809,415	768,065	800,161	1,387,881	11,162,645
委託支払額(円)	4,591,318	4,409,618	4,573,210	4,827,480	5,149,917	3,959,122	4,566,205	4,172,007	4,175,585	4,216,935	4,184,839	4,011,119	52,837,355
1人あたり市負担額(円)	483	461	425	446	504	381	393	430	434	465	432	366	433

○平成21年度(平成21年4月～平成22年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月間乗車数(人)	11,305	10,504	12,246	12,868	10,621	11,148	12,264	11,405	10,433	10,248	11,132	12,622	136,796
1日平均乗車数(人)	452	457	471	495	409	485	472	496	454	446	484	485	467
運行日数(日)	25	23	26	26	26	23	26	23	23	23	23	26	293
基本委託料(円)	5,427,000	4,994,000	5,645,000	5,861,000	6,185,000	5,027,428	5,678,428	5,027,428	5,027,428	5,025,428	5,027,428	5,678,432	64,604,000
運賃収入(円)	988,781	838,747	1,004,501	1,085,960	1,051,764	1,275,620	1,026,492	936,612	875,530	857,608	948,266	1,489,423	12,379,304
委託支払額(円)	4,438,219	4,155,253	4,640,499	4,775,040	5,133,236	3,751,808	4,651,936	4,090,816	4,151,898	4,167,820	4,079,162	4,189,009	52,224,696
1人あたり市負担額(円)	393	396	379	371	483	337	379	359	398	407	366	332	382

○平成22年度(平成22年4月～平成23年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月間乗車数(人)	12,082	11,175	13,090	12,846	11,225	11,330	11,953	11,692	10,920	10,366	11,426	11,653	139,758
1日平均乗車数(人)	483	486	503	494	432	472	478	487	475	451	497	448	475
運行日数(日)	25	23	26	26	26	24	25	24	23	23	23	26	294
基本委託料(円)	5,147,600	4,735,900	5,353,500	5,353,500	5,353,500	5,745,663	5,985,066	5,745,663	5,506,260	5,506,260	5,506,260	6,224,469	66,163,641
運賃収入(円)	1,075,952	933,323	1,120,200	1,129,080	1,092,689	1,416,350	1,111,147	1,035,392	1,004,896	977,012	1,082,262	1,475,994	13,454,297
委託支払額(円)	4,071,648	3,802,577	4,233,300	4,224,420	4,260,811	4,329,313	4,873,919	4,710,271	4,501,364	4,529,248	4,423,998	4,748,475	52,709,344
1人あたり市負担額(円)	337	340	323	329	380	382	408	463	412	437	387	407	377

○平成23年度(平成23年4月～平成24年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月間乗車数(人)	11,790	11,601	12,995	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	36,386
1日平均乗車数(人)	472	504	500	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	492
運行日数(日)	25	23	26	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	74
基本委託料(円)	5,747,961	5,288,125	5,977,879	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	17,013,965
運賃収入(円)	1,177,229	1,114,955	1,236,655	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	3,528,839
委託支払額(円)	4,570,732	4,173,170	4,741,224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,485,126
1人あたり市負担額(円)	388	360	365	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	371

見直し後の利用状況(前年との比較)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	累計
見直し前	11,148	12,264	11,405	10,433	10,248	11,132	12,622	12,082	11,175	13,090	115,599
見直し後	11,330	11,953	11,692	10,920	10,366	11,426	11,653	11,790	11,601	12,995	115,726
増減	182	-311	287	487	118	294	-969	-292	426	-95	127
見直し前	485	472	496	454	446	484	485	483	486	503	480
見直し後	472	478	487	475	451	497	448	472	504	500	478
増減	-13	6	-9	21	5	13	-37	-11	18	-3	-2
見直し前	23	26	23	23	23	23	26	25	23	26	241
見直し後	24	25	24	23	23	23	26	25	23	26	242
増減	1	-1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
見直し前	5,027,428	5,678,428	5,027,428	5,027,428	5,025,428	5,027,428	5,678,432	5,147,600	4,735,900	5,353,500	51,729,000
見直し後	5,745,663	5,985,066	5,745,663	5,506,260	5,506,260	5,506,260	6,224,469	5,747,961	5,288,125	5,977,879	57,233,606
増減	718,235	306,638	718,235	478,832	480,832	478,832	546,037	600,361	552,225	624,379	5,504,606
見直し前	1,275,620	1,026,492	936,612	875,530	857,608	948,266	1,489,423	1,075,952	933,323	1,120,200	10,539,026
見直し後	1,416,350	1,111,147	1,035,392	1,004,896	977,012	1,082,262	1,475,994	1,177,229	1,114,955	1,236,655	11,631,892
増減	140,730	84,655	98,780	129,366	119,404	133,996	-13,429	101,277	181,632	116,455	1,092,866
見直し前	3,751,808	4,651,936	4,090,816	4,151,898	4,167,820	4,079,162	4,189,009	4,071,648	3,802,577	4,233,300	41,189,974
見直し後	4,329,313	4,873,919	4,710,271	4,501,364	4,529,248	4,423,998	4,748,475	4,570,732	4,173,170	4,741,224	45,601,714
増減	577,505	221,983	619,455	349,466	361,428	344,836	559,466	499,084	370,593	507,924	4,411,740
見直し前	337	379	359	398	407	366	332	337	340	323	356
見直し後	382	408	403	412	437	387	407	388	360	365	394
増減	45	29	44	14	30	21	75	51	20	42	38

見直し後の主なバス停ごとの乗降者数

(平成23年6月時点)

○主な新規停留所

停留所名		本数	利用者数
鎌ヶ谷総合病院	乗車	6	876
	降車	6	1,173
	計		2,049
白井駅北口	乗車	20	3,715
	降車	20	3,954
	計		7,669

○利用客の多い停留所

停留所名		本数	利用者数
白井市役所	乗車	35	14,897
	降車	30	13,991
	計		28,888
福祉センター	乗車	6	2,413
	降車	6	3,422
	計		5,835
第二小学校	乗車	16	5,919
	降車	16	8,493
	計		14,412
白井駅南口	乗車	17	2,818
	降車	16	3,560
	計		6,378
西白井駅	乗車	48	9,992
	降車	48	11,915
	計		21,907
新鎌ヶ谷駅	乗車	21	17,892
	降車	21	17,992
	計		35,884
千葉ニュータウン中央駅	乗車	8	3,758
	降車	8	4,674
	計		8,432

○ルート別の乗降者数 (平成23年6月時点)

		利用者数
西ルート	(白井市役所・鎌ヶ谷総合病院ルート)	31,143
東ルート	(福祉センター・千葉ニュータウン中央駅ルート)	26,159
南ルート	(富士・新鎌ヶ谷駅ルート)	32,755
北ルート	(工業団地・西白井駅ルート)	25,669
		115,726

○乗継券発行件数 (平成23年6月時点)

白井市役所	1,335 件
西白井駅	206 件

○回数券販売件数 (平成23年6月時点)

一般回数券	2,433 件
シルバー回数券	2,595 件
合計	5,028 件

○利用者からの意見 (平成23年6月末時点)

・バスの走行について	18件	運転が荒い。 急ブレーキ。 乗客を乗せなかった。など
・乗務員の対応について	17件	対応が悪い。行先案内が出来ていない。 車内でタバコ(改善済み)など。 対応が良いという意見も3件あった。
・時刻について	17件	乗り継ぎがうまくできない。 定刻に来ない。 通勤時の増発。日祝休日の運行。など
・ルートについて	2件	河原子街道の運行廃止。 西白井駅圏が優遇されている。
・バスについて	2件	サイズが小さくなった。 座席が少ないのでは。
・その他	5件	車内掲示、広告について。 バス停の時刻表が見づらい。